

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 自己建設資産	(省略) 令第 25 条の 5 第 1 項第 2 号《高額特定資産の範囲等》に規定する自己建設資産をいう。	(同左) 自己建設資産	(同左) 令第 25 条の 5 第 1 項第 2 号《高額特定資産の範囲等》に規定する自己建設資産をいう。
<u>調整対象自己建設高額資産</u>	<u>法第 12 条の 4 第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》に規定する調整対象自己建設高額資産をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
課税事業者	事業者のうち法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。	課税事業者	事業者のうち法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。
(省略) 課税仕入れに係る支払対価の額	(省略) 法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。	(同左) 課税仕入れに係る支払対価の額	(同左) 法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。
<u>居住用賃貸建物</u>	<u>法第 30 条第 10 項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》に規定する居住用賃貸建物をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
非課税資産の譲渡等	法第 31 条第 1 項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。	非課税資産の譲渡等	法第 31 条第 1 項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章～第 7 章 (省略)</p> <p>第 8 章 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 第 1 節・第 2 節 (省略) <u>第 3 節 購入記録情報の提供等</u></p> <p>第 9 章・第 10 章 (省略)</p> <p>第 11 章 仕入れに係る消費税額の控除 第 1 節～第 6 節 (省略) <u>第 7 節 居住用賃貸建物</u> <u>第 8 節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u></p> <p>第 12 章 仕入れに係る消費税額の調整 第 1 節～第 5 節 (省略) <u>第 6 節 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の調整</u> <u>第 7 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</u></p> <p>第 13 章～第 19 章 (省略)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1-4-6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章～第 7 章 (同左)</p> <p>第 8 章 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 第 1 節・第 2 節 (同左) <u>(新設)</u></p> <p>第 9 章・第 10 章 (同左)</p> <p>第 11 章 仕入れに係る消費税額の控除 第 1 節～第 6 節 (同左) <u>(新設)</u> <u>第 7 節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u></p> <p>第 12 章 仕入れに係る消費税額の調整 第 1 節～第 5 節 (同左) <u>(新設)</u> <u>第 6 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</u></p> <p>第 13 章～第 19 章 (同左)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1-4-6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税</p>

改 正 後	改 正 前
<p>期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>(1) 個人事業者 イ～ハ (省略) ニ 法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 法人 イ～へ (省略) ト 法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける法人</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》、第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、第 42 条第 8 項《任意の中間申告》又は第 45 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》、第 37 条第 5 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第 42 条第 9 項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》又は第 45 条の 2 第 3 項《法人の確定申告書の提出期限の特例の不適用》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p>	<p>期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>(1) 個人事業者 イ～ハ (同左) ニ 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 法人 イ～へ (同左) ト 法第 12 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける法人</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》、第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》又は第 42 条第 8 項《任意の中間申告》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》、第 37 条第 5 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》又は第 42 条第 9 項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3 項、第 37 条第 5 項、<u>第 42 条第 9 項又は第 45 条の 2 第 3 項</u>に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</p> <p>1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第 11 条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項<u>若しくは第 2 項</u>《高額特定資産を取得した<u>場合等</u>の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人等の 3 年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第 12 条の 2 第 2 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 3 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項<u>若しくは第 2 項</u>《高額特定資産を取得した<u>場合等</u>の納税義務の免除の特例》の規定により法第 9 条第 1 項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第 9 条第 1 項の規定によることとなるのであるから留意する。</p>	<p>(2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3 項、第 37 条第 5 項<u>又は第 42 条第 9 項</u>に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</p> <p>1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第 11 条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した<u>場合</u>の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人等の 3 年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第 12 条の 2 第 2 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 3 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した<u>場合</u>の納税義務の免除の特例》の規定により法第 9 条第 1 項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第 9 条第 1 項の規定によることとなるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p>(高額特定資産等を売却等した場合の法第 12 条の 4 第 1 項及び第 2 項の適用関係)</p> <p>1-5-22 の 2 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は、法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第 12 条の 4 第 1 項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p>また、<u>法第 12 条の 4 第 2 項の規定は、法第 36 条第 1 項又は第 3 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用を受けた高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産をその後に廃棄、売却等により処分したとしても、継続して適用されることに留意する。</u></p> <p>(調整対象自己建設高額資産に係る法第 12 条の 4 第 2 項の適用関係)</p> <p><u>1-5-29 法第 12 条の 4 第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は調整対象自己建設高額資産について法第 36 条第 1 項又は第 3 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用を受けた場合に適用されるのであるから、これらの規定の適用を受けた課税期間の初日（相続、合併又は分割があったことにより、法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった場合には、その受けないこととなった日をいう。以下 1-5-29 において同じ。）の前日において建設等に要した費用</u></p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(高額特定資産を売却等した場合の法第 12 条の 4 第 1 項の適用関係)</p> <p>1-5-22 の 2 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》の規定は、法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第 12 条の 4 第 1 項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の額（法第 12 条の 4 第 2 項に規定する建設等に要した費用の額をいう。以下 1－5－29 において同じ。）が 1,000 万円未満である棚卸資産について、当該課税期間の初日以後において当該棚卸資産の建設等に要した費用の額が 1,000 万円以上となったとしても、法第 12 条の 4 第 2 項の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>（注） 法第 12 条の 4 第 2 項の規定が適用されない場合であっても、棚卸資産について法第 36 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受け、当該棚卸資産が仕掛品等であったことにより、これらの規定の適用を受けた課税期間の初日以後において当該棚卸資産に係る課税仕入れ等を行った場合には、法第 12 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合があることに留意する。</u></p> <p>（高額特定資産等が居住用賃貸建物である場合の法第 12 条の 4 の適用関係）</p> <p><u>1－5－30 高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産について法第 30 条第 10 項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》の規定が適用された場合であっても、法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は適用されることに留意する。</u></p> <p>（調整対象自己建設高額資産の判定）</p> <p><u>1－5－31 調整対象自己建設高額資産の建設等に要した費用の額には、当該調整対象自己建設高額資産の原材料として使用する令第 5 条各号《調整対象固定資産の範囲》に掲げる資産及び自己が保有する建設資材等の棚卸資産に係るものも含まれることに留意する。</u></p> <p>（鉱業権等の範囲）</p> <p><u>5－7－4 令第 6 条第 1 項第 4 号《鉱業権等の所在地》に規定する「鉱業権」、「租鉱権」、「採石権」又は「樹木採取権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（鉱業権等の範囲）</p> <p>5－7－4 令第 6 条第 1 項第 4 号《鉱業権等の所在地》に規定する「鉱業権」、「租鉱権」又は「採石権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律第8条の5《樹木採取権の設定》に規定する樹木採取権をいう。</u></p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第2条第1項《定義》に規定する有価証券 イ～ネ (省略) ナ <u>譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金であって、民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券又は同節第四款に規定する無記名証券に係る債権であるもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第2条第1項《定義》に規定する有価証券 イ～ネ (同左) ナ <u>譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、<u>指名債権でないもの</u>）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育</p>



改 正 後	改 正 前
<p>所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に定める要件を満たし、都道府県知事等から当該要件を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第1から第9までに掲げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p><u>(貸付けに係る用途が明らかにされていない場合の意義)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6-13-10 法別表第一第13号《住宅の貸付け》に規定する「当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合」には、例えば、住宅の貸付けに係る契約において、住宅を居住用又は事業用どちらでも使用することができることとされている場合が含まれるのであるから留意する。</u></p>	
<p><u>(貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合の意義)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6-13-11 法別表第一第13号《住宅の貸付け》に規定する「当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合」とは、住宅の貸付けに係る契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付けに係る賃借人や住宅の状況その他の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合をいうのであるから、例えば、住宅を賃貸する場合において、次に掲げるような場合が該当する。</u></p> <p><u>(1) 住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合</u></p> <p><u>(2) 住宅の賃借人が当該住宅を第三者に転貸している場合であって、当該賃借人と入居者である転借人との間の契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(3) 住宅の賃借人が当該住宅を第三者に転貸している場合であって、当該賃借人と入居者である転借人との間の契約において貸付けに係る用途が明らかにされていないが、当該転借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合</u></p> <p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場<u>(同項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この章において同じ。)</u>を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、免税対象物品<u>(令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する免税対象物品をいう。以下8-3-2において同じ。)</u>で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品(同項第1号に規定する一般物品をいう。以下<u>8-1-10</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第3項《消耗品として免税販売手続を行う資産》の規定により消耗品として同条第1項、第2項、<u>第12項、第13項</u>及び第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下<u>8-1-10</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>(「対価の額の合計額」の意義)</p> <p>8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》及び令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に</p>	<p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、<u>令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》</u>に規定する免税対象物品で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品(同項第1号に規定する一般物品をいう。以下<u>8-1-7の3</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第5項《消耗品として免税販売手続を行う資産》の規定により消耗品として同条第1項、第2項、<u>第7項、第8項</u>及び第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下<u>8-1-7の3</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>(「対価の額の合計額」の意義)</p> <p>8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》並びに令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に</p>

改正後	改正前
<p>規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p><u>8-1-3</u> 令第18条第3項第1号《消耗品として免税販売を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品（同条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。以下<u>8-1-12</u>までにおいて同じ。）を組み合わせて一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の範囲)</p> <p><u>8-1-4</u> (省略)</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p><u>8-1-5</u> (省略)</p> <p>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</p> <p><u>8-1-6</u> 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免</p>	<p>及び第2項第1号ハ《購入手続》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p><u>8-1-2の2</u> 令第18条第5項第1号《消耗品として免税販売を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品（同条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。以下<u>8-1-2の2</u>及び<u>8-1-3の2</u>において同じ。）を組み合わせて一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の範囲)</p> <p><u>8-1-3</u> (同左)</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p><u>8-1-3の2</u> (同左)</p> <p>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</p> <p><u>8-1-4</u> 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税の特例》に規定する物品で非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したもの（以下<u>8-1-7</u>までにおいて「輸出免税物品」という。）を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該輸出免税物品を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者（輸出免税物品を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。</p> <p>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p><u>8-1-7</u> 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第18条第16項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日）</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>税の特例》に規定する物品で非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したもの（以下<u>8-1-4</u>及び<u>8-1-5</u>において「輸出免税物品」という。）を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該輸出免税物品を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者（輸出免税物品を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。</p> <p>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p><u>8-1-5</u> 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第18条第12項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日）</p> <p>(3) （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等)</p> <p><u>8-1-8</u> 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があった場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》又は第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</p> <p>同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等)</p> <p><u>8-1-6</u> 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があった場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合等》又は第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合》の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</p> <p>同条第3項ただし書又は第5項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に該当する場合も同様とする。</p> <p>(購入記録票の旅券等への貼付方法)</p> <p><u>8-1-7</u> 令第18条第2項第1号又は第2号《購入手続》の規定により、<u>同項に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者（令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-2-2の2までにおいて同じ。）が旅券等（令第18条第2項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）に購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける購入記録票は、その直前に貼付けた購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</u></p> <p><u>なお、購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼付けるのではないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(購入者誓約書の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</p> <p><u>8-1-9</u> 基地内輸出物品販売場（令第18条第2項第4号《購入手続》に規定する基地内輸出物品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>までにおいて同じ）において、規則第6条第6項《購入者誓約書の記載事項の省略》の規定により、購入者誓約書（令第18条第2項第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下<u>8-1-10</u>までにおいて同じ。）又は運送契約書の写し（同項第6号に規定する書類をいう。以下<u>8-1-9</u>及び<u>8-1-11</u>において同じ。）に明細書等（規則第6条第6項に規定する明細書等をいう。以下<u>8-1-9</u>において同じ。）を貼り付ける場合は、最初に貼り付ける明細書等は、当該購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼り付けた上で割印し、以後に貼り付ける明細書等は、その直前に貼り付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は次の形式による。</p> 	 <p>規格おおむね横6mm、縦8mm</p> <p>(購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</p> <p><u>8-1-7の2</u> 規則第6条第9項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、購入記録票、購入者誓約書（令第18条第2項第1号ロ及び第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第2号イ及び第5号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下<u>8-1-7の5</u>までにおいて同じ。）又は運送契約書の写し（同項第3号ロ及び第6号に規定する書類をいう。以下<u>8-1-7の2</u>及び<u>8-1-7の4</u>において同じ。）に明細書等（規則第6条第9項に規定する明細書等をいう。以下<u>8-1-7の2</u>において同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける明細書等は、当該購入記録票、購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上で割印し、以後に貼付ける明細書等は、その直前に貼付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は<u>8-1-7</u>に定める形式による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm</u></p> <p>(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の<u>購入者誓約書</u>の作成方法)</p> <p><u>8-1-10</u> 同一の<u>基地内輸出物品販売場</u>において、同一の日に、同一の<u>合衆国軍隊の構成員等(令第18条第2項第4号に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。)</u>に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる<u>購入者誓約書</u>は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、<u>購入者の氏名、所属、機関</u>など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>(<u>手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続</u>)</p> <p><u>8-1-11</u> <u>手続委託型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)</u>における<u>免税販売手続(令第18条第6項《購入記録情報の提供》に規定する免税販売手続をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)</u>は、<u>免税販売手続(購入記録情報(令第18条第6項に規定する購入記録情報をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。))の提供に係るものを除く。)</u>の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者(<u>令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)</u>)が当該販売場を経営する事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第2項第1号若しくは第2号《<u>購入手続</u>》の規定によ</p>	<p>(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の<u>購入記録票等</u>の作成方法)</p> <p><u>8-1-7の3</u> 同一の<u>輸出物品販売場</u>において、同一の日に、同一の<u>非居住者</u>に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる<u>購入記録票</u>は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、<u>購入者の氏名、国籍、生年月日</u>など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>(注) <u>同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書についても同様である。</u></p> <p>(<u>手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続</u>)</p> <p><u>8-1-7の4</u> <u>手続委託型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1の2までにおいて同じ。)</u>における<u>法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続(以下8-2-2までにおいて「免税販売手続」という。)</u>は、<u>令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を経営する事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>り非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等（同項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8-1-11において同じ。）の提示及び当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）又は同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示、当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、同条第10項《非居住者に対する説明義務》の規定により非居住者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い)</p> <p><u>8-1-12</u> 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、令第18条第13項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</p> <p>(注) 消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうか</p>	<p>者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p><u>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける購入記録票の作成)</u></p> <p><u>8-1-7の5</u> 複数の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者は、当該販売場ごとに購入記録票を作成する必要があることに留意する。</p> <p>なお、非居住者が提出することとなる購入者誓約書についても同様である。</p> <p>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い)</p> <p><u>8-1-7の6</u> 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、令第18条第8項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</p> <p>(注) 令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》</p>

改 正 後	改 正 前
<p>かの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>に規定する消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定及び同条第2項第1号ハ《購入手続》に規定する一般物品に係る対価の額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(輸出自動車に対する輸出物品販売場免税)</u></p> <p><u>8-1-8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。</u></p> <p><u>(1) 同条第1項の規定の適用を受ける自動車は、同項に規定する購入者たる非居住者が出国するまでの間は国内で使用しても差し支えないが、当該非居住者が最終的に輸出するため購入するものでなければならぬことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 自動車に係る購入記録票及び購入者誓約書(令第18条第2項第1号ロ及び第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類をいう。)には、当該自動車の車台番号、自動車登録番号(軽自動車にあつては車両番号)及び使用の本拠地を併せて記載するものとする。</u></p> <p><u>(3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。</u></p> <p><u>イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等に貼付けた当該自動車に係る購入記録票を提示する。</u></p> <p><u>ロ イの輸出申告を受けた税関は、当該自動車について、当該購入記録票に輸出を証する確認印を押なつする。</u></p> <p><u>ハ 当該非居住者の出国地の所轄税関は、イの輸出申告に係る輸出許可書及びロの確認印により当該自動車が出たことを確認する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>において同じ。)又は<u>手続委託型輸出物品販売場の区分</u>に応じ、原則として、<u>それぞれに定める要件の全て</u>を満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、<u>基地内輸出物品販売場の許可</u>は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場 イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 当該販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設(令第18条の2第4項《特定商業施設の定義》)に規定する特定商業施設をいう。以下<u>8-2-5</u>までにおいて同じ。)内に免税手続カウンター(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する免税手続カウンターをいう。以下<u>8-2-7</u>までにおいて同じ。)を設置する一の承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。</p> <p>(イ) 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除く。)につき、代理に関する契約が締結されていること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(輸出物品販売場を移転した場合)</p> <p><u>8-2-2</u> (省略)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認)</p>	<p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>の4までにおいて同じ。)又は<u>手続委託型輸出物品販売場の区分</u>に応じ、原則として、<u>次に掲げる要件の全て</u>を満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、<u>令第18条第2項第4号《購入手続》</u>に規定する<u>基地内輸出物品販売場の許可</u>は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場 イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 当該販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設内に免税手続カウンター(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する免税手続カウンターをいう。以下<u>8-2-2</u>の3までにおいて同じ。)を設置する一の承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。</p> <p>(イ) 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(輸出物品販売場を移転した場合)</p> <p><u>8-2-1の2</u> (同左)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>8-2-3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者（同条第4項《承認送信事業者の定義》に規定する承認送信事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(承認送信事業者の承認)</p> <p>8-2-4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1) 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</p> <p>(2) 購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約に係る市中輸出物品販売場（令第18条第2項《購入手続》に規定する輸出物品販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）を経営する事業</p>	<p>8-2-1の3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>者（<u>手続委託型輸出物品販売場</u>にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者）との間において必要な情報を共有するための措置が講じられ、<u>購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》</u>に規定する方法により適切に国税庁長官に提供できること。</p> <p>(3) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》</u>の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》</u>若しくは<u>令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》</u>の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>（臨時販売場を設置する事業者に係る承認）</p> <p>8-2-5 <u>臨時販売場</u>（法第8条第8項《<u>臨時販売場設置の届出</u>》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-9</u>までにおいて同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》</u>の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の5第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》</u>の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(注) （省略）</p>	<p>（臨時販売場を設置する事業者に係る承認）</p> <p>8-2-1の4 <u>臨時販売場</u>（法第8条第8項《<u>臨時販売場設置の届出</u>》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》</u>の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》</u>の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(注) （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合) <u>8-2-6</u> (省略)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-7</u> (省略)</p> <p><u>(承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合)</u> <u>8-2-8</u> 令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</p> <p>(2) 「購入記録情報の提供その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供していないと認められる場合、承認送信事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、承認送信事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p> <p>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-9</u> 令第18条の5第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 購入記録情報の提供等</p>	<p>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合) <u>8-2-2</u> (同左)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-2の2</u> (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-2の3</u> 令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(輸出物品販売場の許可を受けていない販売場に係る購入記録情報の提供方法等の届出書の提出)</u></p> <p><u>8-3-1 令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に市中輸出物品販売場を営業者が、あらかじめ提出すべき規則第6条の2第1項《購入記録情報の提供に係る届出》に規定する届出書は、事業者が新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合においては、令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</u></p> <p><u>(注) この場合の規則第6条の2第2項《識別符号の通知》に規定する識別符号の通知は、当該販売場に係る輸出物品販売場の許可があった日以後に行われることになる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(購入記録情報の国税庁長官への提供の時期)</u></p> <p><u>8-3-2 購入記録情報の国税庁長官への提供は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税対象物品の譲渡に係る免税販売手続の都度、購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(手続委託型輸出物品販売場に係る国税庁長官への購入記録情報の提供)</u></p> <p><u>8-3-3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場を営業者又は当該事業者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者も行うことが可能であることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 手続委託型輸出物品販売場を営業者は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定に基づいて、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に購入記録情報の提供方法を届け出る必要があ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>2 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認免税手続事業者が行う場合は、当該承認免税手続事業者は、承認送信事業者に係る承認を受ける必要がある。</p> <p>3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供は、例えば、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者以外の承認送信事業者に委託することも可能であるが、この場合であっても、原則として、当該承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、購入記録情報の提供が行われる必要がある。</p> <p><u>(承認送信事業者から市中輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報の提供)</u></p> <p><u>8-3-4 令第18条の4第1項後段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定に基づき承認送信事業者が市中輸出物品販売場を経営する事業者に対して行う購入記録情報の提供は、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>承認送信事業者の使用に係る電子計算機と市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき購入記録情報を送信し、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>ロ <u>当該承認送信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を電気通信回線を通じて当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供する方法</u></p> <p>(2) <u>光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイ</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ルに購入記録情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>(注) (1)口に従って当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該購入記録情報を規則第10条の6第2項《承認送信事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を規則第7条第2項《輸出物品販売場を経営する事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲)</u></p> <p><u>8-3-5 令第18条第8項《災害等の場合の購入記録情報の提供方法》(令第18条の4第3項《承認送信事業者が購入記録情報を提供する場合の準用》の規定において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u></p> <p><u>(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は市中輸出物品販売場を経営する事業者若しくは承認送信事業者が令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により行う購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの事業者(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の場合は、承認免税手続事業者を含む。)の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u></p> <p><u>(注) 令第18条第6項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>含まれる。</u></p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害等その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第11項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については<u>8-1-4</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第7節 居住用賃貸建物</p> <p><u>(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物の範囲)</u></p> <p>11-7-1 <u>居住用賃貸建物は、住宅の貸付け（法別表第一第13号《住宅の貸付け》に掲げる住宅の貸付けをいう。以下この節において同じ。）の用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この節において同じ。）以外の建物であることが要件となるが、「住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物」とは、建物の構造及び設備の状況その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、次に掲げるようなものがこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>建物の全てが店舗等の事業用施設である建物など、建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物</u></p> <p>(2) <u>旅館又はホテルなど、旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業に係る施設の貸付けに供することが明らかな建物</u></p> <p>(3) <u>棚卸資産として取得した建物であって、所有している間、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかなもの</u></p> <p><u>(居住用賃貸建物の判定時期)</u></p> <p>11-7-2 <u>居住用賃貸建物に該当するかどうかは、課税仕入れを行った日（自己建設資産にあつては、法第12条の4第1項第2号《高額特定資産を</u></p>	<p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害等その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第10項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については<u>8-1-3</u>による。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>取得した場合等の納税義務の免除の特例》に定める日。以下 11-7-2 において同じ。) の状況により判定し、同日において住宅の貸付けの用に供しないことが明らかでない建物（高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産に限る。）については、居住用賃貸建物に該当するのであるが、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の末日において、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかにされたときは、居住用賃貸建物に該当しないものとして差し支えない。</u></p> <p><u>(合理的区分の方法)</u></p> <p><u>11-7-3 令第 50 条の 2 第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲》に規定する「住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分がある居住用賃貸建物」とは、例えば、建物の一部が店舗用の構造等となっている居住用賃貸建物をいい、同項に規定する「合理的に区分している」とは、使用面積割合や使用面積に対する建設原価の割合など、その建物の実態に応じた合理的な基準により区分していることをいう。</u></p> <p><u>(居住用賃貸建物が自己建設高額特定資産である場合)</u></p> <p><u>11-7-4 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》に規定する自己建設高額特定資産である居住用賃貸建物に係る法第 30 条第 10 項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》の規定の適用は、令第 50 条の 2 第 2 項《仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲》の規定により、令第 25 条の 5 第 2 項《高額特定資産の範囲等》に規定する累計額が 1,000 万円以上となった課税期間以後の当該建物に係る課税仕入れ等の税額について適用されることから、当該課税期間の前課税期間以前に行われた当該建物に係る課税仕入れ等の税額は、法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(居住用賃貸建物に係る資本的支出)</u></p> <p><u>11-7-5 法第30条第10項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》</u> <u>に規定する「居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額」には、当該建物</u> <u>に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために</u> <u>支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことと</u> <u>なると認められる部分に対応する金額をいう。以下11-7-5及び12-2</u> <u>-5において同じ。）に係る課税仕入れ等の税額が含まれるのであるから留</u> <u>意する。</u></p> <p><u>なお、例えば、以下に掲げる場合のように、建物に係る資本的支出自体</u> <u>が居住用賃貸建物の課税仕入れ等に該当しない場合、同項の規定は適用さ</u> <u>れないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 建物に係る資本的支出自体が高額特定資産の仕入れ等を行った場合</u> <u>(法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免</u> <u>除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合をいう。)に</u> <u>該当しない場合</u></p> <p><u>(2) 建物に係る資本的支出自体が住宅の貸付けの用に供しないことが明ら</u> <u>かな建物に係る課税仕入れ等に該当する場合</u></p> <p>第8節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の 特例</p> <p><u>(国内以外の地域における自己の使用のための資産の輸出等)</u></p> <p><u>11-8-1 (省略)</u></p> <p><u>(調整対象固定資産に係る資本的支出)</u></p> <p><u>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係</u> <u>る資本的支出は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含ま</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第7節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の 特例</p> <p><u>(国内以外の地域における自己の使用のための資産の輸出等)</u></p> <p><u>11-7-1 (同左)</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p> <p><u>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係</u> <u>る資本的支出(事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>れるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>（注）（省略）</p>	<p><u>した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。）</u>は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>（注）（同左）</p>
<p>第6節 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の調整</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（課税賃貸用の意義）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>12-6-1 法第35条の2第1項《居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整》の規定は、居住用賃貸建物の全部又は一部を住宅の貸付け（法別表第一第13号《住宅の貸付け》に掲げる住宅の貸付けをいう。以下12-6-1において同じ。）以外の貸付けの用に供した場合にのみ適用されるのであるから、当該建物に関連する資産の譲渡等が別にあったとしても、当該建物の全部又は一部を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供しない限り、当該規定は適用されないのであるから留意する。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（居住用賃貸建物を途中で売却した場合等の法第35条の2第1項の不適用）</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>12-6-2 法第35条の2第1項《居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整》の規定は、居住用賃貸建物を同項に規定する第三年度の課税期間の末日において有している場合に適用があるのであるから、当該居住用賃貸建物について除却又は譲渡等があったため、</p>	<p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有していない場合には、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) <u>居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間（同項に規定する調整期間をいう。）に他の者に譲渡した場合は、法第 35 条の 2 第 2 項の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>第 7 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</p> <p>(課税事業者となった場合の棚卸資産の取得価額)</p> <p><u>12-7-1</u> 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされる消費税額は、当該課税期間の初日の前日において有する棚卸資産（以下 <u>12-7-1</u>において「期末棚卸資産」という。）のうち免税事業者であった課税期間において取得したものについて、令第 54 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産の取得価額》の規定により、個々の期末棚卸資産の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。以下 <u>12-7-1</u>において同じ。）に係る支払対価の額の合計額により算出する。この場合において、事業者が当該個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額について、所法第 47 条又は法第 29 条《棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法》の規定に基づく評価の方法（所法令第 99 条第 1 項第 2 号又は法法令第 28 条第 1 項第 2 号《低価法》に規定する低価法を除く。）により評価した金額としているときは、これを認める。</p> <p>(課税仕入れ等により取得した棚卸資産の取得価額)</p> <p><u>12-7-2</u> (省略)</p> <p>(製作等に係る棚卸資産の取得価額)</p>	<p>第 6 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</p> <p>(課税事業者となった場合の棚卸資産の取得価額)</p> <p><u>12-6-1</u> 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされる消費税額は、当該課税期間の初日の前日において有する棚卸資産（以下 <u>12-6-1</u>において「期末棚卸資産」という。）のうち免税事業者であった課税期間において取得したものについて、令第 54 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産の取得価額》の規定により、個々の期末棚卸資産の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。以下 <u>12-6-1</u>において同じ。）に係る支払対価の額の合計額により算出する。この場合において、事業者が当該個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額について、所法第 47 条又は法第 29 条《棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法》の規定に基づく評価の方法（所法令第 99 条第 1 項第 2 号又は法法令第 28 条第 1 項第 2 号《低価法》に規定する低価法を除く。）により評価した金額としているときは、これを認める。</p> <p>(課税仕入れ等により取得した棚卸資産の取得価額)</p> <p><u>12-6-2</u> (同左)</p> <p>(製作等に係る棚卸資産の取得価額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>12-7-3</u> (省略)</p> <p><u>(免税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整規定の不適用の場合)</u></p> <p><u>12-7-4</u> (省略)</p> <p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p><u>12-7-5</u> (省略)</p> <p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13-1-3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第5項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(災害等特例申請書の提出期限)</p> <p>13-1-8 法第37条の2第2項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを</p>	<p><u>12-6-3</u> (同左)</p> <p><u>(免税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整規定の不適用の場合)</u></p> <p><u>12-6-4</u> (同左)</p> <p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p><u>12-6-5</u> (同左)</p> <p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13-1-3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第4項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(災害等特例申請書の提出期限)</p> <p>13-1-8 法第37条の2第2項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを</p>

改 正 後	改 正 前
<p>得ない理由のやんだ日（以下13-1-8及び13-1-9において「災害等のやんだ日」という。）から2月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 災害等のやんだ日が法第37条の2第1項に規定する選択被災課税期間又は同条第6項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日（当該課税期間が、<u>課税事業者に該当する法人の法第45条の2第1項若しくは第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受ける課税期間又は課税事業者に該当する個人事業者のその年の12月31日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日</u>）以後に到来する場合 法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》の規定による申告書の提出期限</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（中間申告における法第42条と第43条の併用）</p> <p>15-1-2 法第42条第1項又は第4項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間（同条第1項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。）又は三月中間申告対象期間（同条第4項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-11までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後1月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から2月を経過した日）から2月以内（<u>令第63条の2第1項《申告期限延長法人に係る中間申告等の特例》若しくは第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の2第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内</u>）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第43条《仮</p>	<p>得ない理由のやんだ日（以下13-1-8及び13-1-9において「災害等のやんだ日」という。）から2月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 災害等のやんだ日が法第37条の2第1項に規定する選択被災課税期間又は同条第6項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日（当該課税期間が課税事業者に該当する個人事業者のその年の12月31日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日）以後に到来する場合 法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》の規定による申告書の提出期限</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（中間申告における法第42条と第43条の併用）</p> <p>15-1-2 法第42条第1項又は第4項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間（同条第1項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。）又は三月中間申告対象期間（同条第4項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-11までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後1月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から2月を経過した日）から2月以内（<u>令第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の4第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内</u>）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して</p>

改 正 後	改 正 前
<p>決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p>(申告期限が同一の日となる一月中間申告書の取扱い)</p> <p>15-1-4の2 法第42条第1項《一月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により中間申告書(法第43条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》)の規定に基づく中間申告書を含む。以下15-1-4の2において同じ。)を提出する場合において、その課税期間開始の日から2月を経過した日の前日までの間に終了した各一月中間申告対象期間に係る中間申告書の提出期限は同一の日となるのであるが、それぞれの一月中間申告対象期間ごとに中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>なお、<u>令第63条の2第1項《申告期限延長法人に係る中間申告等の特例》</u>若しくは<u>第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》</u>又は<u>租特法令第46条の2第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》</u>の規定により提出期限が同一の日とされる各一月中間申告対象期間についても同様である。</p> <p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15-2-8 <u>法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》</u>の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下15-2-8において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、<u>延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下15-2-9までにおいて同じ。)</u>を提出した法人で、<u>法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》(法第144条の8《確定申告書の提出期限の延長の特例》</u>において準用する場合を含む。以下15-2-8において同じ。)の規定の適用を受けた法人であって、<u>法第60条第8項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》</u>の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長され</p>	<p>中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p>(申告期限が同一の日となる一月中間申告書の取扱い)</p> <p>15-1-4の2 法第42条第1項《一月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により中間申告書(法第43条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》)の規定に基づく中間申告書を含む。以下15-1-4の2において同じ。)を提出する場合において、その課税期間開始の日から2月を経過した日の前日までの間に終了した各一月中間申告対象期間に係る中間申告書の提出期限は同一の日となるのであるが、それぞれの一月中間申告対象期間ごとに中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>なお、<u>令第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》</u>又は<u>租特法令第46条の4第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》</u>の規定により提出期限が同一の日とされる各一月中間申告対象期間についても同様である。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る法人以外の法人に限られるのであるが、法第 75 条の 2 第 1 項の提出期限の延長の処分を受けていない場合（同条第 8 項の規定により読み替えて準用する法第 75 条第 5 項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。）であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 法第 45 条の 2 第 2 項の規定の適用についても同様である。</u></p> <p><u>（合併又は分割があった場合の消費税申告期限延長届出書の効力）</u></p> <p><u>15-2-9 合併又は分割があった場合の延長届出書の効力は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人が提出した延長届出書の効力は、吸収合併又は新設合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 45 条の 2 第 1 項又は第 2 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 分割法人が提出した延長届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（注） 法第 12 条第 7 項第 2 号又は第 3 号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（死亡した個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書の提出があった場合の死亡届出書の取扱い）</u></p> <p><u>17-1-3 法第 45 条第 2 項若しくは第 3 項《確定申告書を提出すべき個人事業者が死亡した場合の確定申告》又は法第 46 条第 1 項若しくは第 2 項《還付申告書を提出することができる個人事業者が死亡した場合の還付申</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>告》の規定により相続人から申告書の提出があった場合において、令第63条第1項《死亡の場合の確定申告等の特例》の規定により当該申告書に法第45条第1項各号《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告書の記載事項》に掲げる事項のほかに併せて記載すべきこととされている事項を記載した明細書の提出があった場合には、法第57条第1項第4号《個人事業者が死亡した場合の届出》に規定する個人事業者が死亡した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(通則法第11条の規定の適用を受けない新設法人等に対する租特法第86条の5第4項から第6項の適用)</p> <p>19-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた者でない被災事業者が、租特法第86条の5第4項、<u>第5項又は第6項</u>《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日までに、それぞれ同条第4項括弧書、<u>第5項括弧書又は第6項括弧書</u>に規定する届出書を納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 被災事業者が、被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。以下19-1-3において同じ。）前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した<u>場合等</u>の納税義務の免除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた又は該当することとなった場合 当該該当していた又は該当することとなった場合における高額特定資産の仕入れ等の日（同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</p> <p>(3) <u>被災事業者が、被災日前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、租特法第86条の5第6項《納税義</u></p>	<p>(通則法第11条の規定の適用を受けない新設法人等に対する租特法第86条の5第4項<u>及び</u>第5項の適用)</p> <p>19-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた者でない被災事業者が、租特法第86条の5第4項<u>又は</u>第5項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日までに、それぞれ同条第4項括弧書<u>又は</u>第5項括弧書に規定する届出書を納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 被災事業者が、被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。）前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した<u>場合</u>の納税義務の免除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた又は該当することとなった場合 当該該当していた又は該当することとなった場合における高額特定資産の仕入れ等の日（同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった場合 当該調整を受けることとなった場合に該当することとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</u></p> <p>(届出書の記載事項等)</p> <p>19-1-5 租特法第86条の5第1項、第3項、<u>第10項及び第12項</u>《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする事業者に係るこれらの項に規定する届出書については、法第9条第4項《課税事業者の選択》及び法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受け又は適用を受けることをやめようとする開始課税期間を所定の欄に明記するとともに、届出書の参考事項欄又は余白に「特定非常災害の被災事業者である」旨を記載するものとする。</p>	<p>(届出書の記載事項等)</p> <p>19-1-5 租特法第86条の5第1項、第3項、<u>第8項及び第10項</u>《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする事業者に係るこれらの項に規定する届出書については、法第9条第4項《課税事業者の選択》及び法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受け又は適用を受けることをやめようとする開始課税期間を所定の欄に明記するとともに、届出書の参考事項欄又は余白に「特定非常災害の被災事業者である」旨を記載するものとする。</p>